

令和7年第12回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年12月24日（水）9時58分から11時05分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長 8番 小川 進

委員 2番 秋山 譲二
3番 酒井 笑子
4番 原 亜由美
5番 小笠原 章仁
6番 北村 栄治
9番 宮川 利重
10番 三谷 晴喜

欠席委員 1番 小松 真嗣
7番 上池 如夫

4. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案26号 非農地証明願について

第3 議案27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案28号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案29号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案30号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 小森 紳

7. 会議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第12回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

欠席の連絡がありましたのは、小松真嗣委員、上池如夫委員の2名です。出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、9番宮川利重委員、10番三谷晴喜委員のご両名にお願いいたします。次に日程第2、議案第26号について事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第26号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町 [REDACTED] の1筆で、台帳地目は畠、現況地目は境内地です。こちらについて、12月9日に担当委員の秋山委員と事務局吉田、小森で申請者親族の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は7ページ写真のとおりしており、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第26号について、秋山委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第26号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第27号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料8ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町 [REDACTED] を含む全3筆となっており、申請地の場所は22ページ中央ほどにある赤塗りの箇所、詳細な一筆について23、24ページ赤枠の箇所となります。状況については25ページから26ページに添付しています。登記地目、現況地目ともに畠、面積は合計2,488m²です。

申請理由は贈与で、譲渡人、譲受人は8ページに記載のとおりです。

令和7年12月9日に譲受人の立会いのもと秋山委員と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料21ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、16ページの耕作計画書でも確認でくるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は [REDACTED] 個人名義での所有権移転ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましては、16ページの耕作計画書にもありますとおり、譲受人単体での農作業従事日数を満たすことは難しいものの、譲渡人を含む親族の農作業従事により必要な農作業日数を満たすことが可能とな

っています。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の14ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては12月9日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第27号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

申請書記載面積について分かりづらいため説明をお願いします。

〔事務局〕

はい本件で申請のあった農地は [REDACTED] を含む全3筆にて合計面積である2,488m²を資料に記載しています。また、譲渡人の [REDACTED] 氏は譲受人の [REDACTED] 氏の親族であることから耕作計画の面積にも所有する農地面積を計上し、記載をしています。

〔原委員〕

分かりました。

〔北村委員〕

[REDACTED] の農地については一部宅地部分が含まれていると思うがどのように扱うのか。

〔事務局〕

面積については全ての面積の総数を記載させていただいておりましたが、宅地部分を除く形で許可審査をいただければと思います。資料については修正を行います。

〔原委員〕

本議案については宅地部分が含まれている箇所を今一度精査し、どのように扱うかの判断をしてからでないと、許可判断は難しい。

事務局は現地を再度確認し、次回の総会で報告を加味したうえ、判断するよう持ち越してはどうか。

〔事務局〕

再度確認し報告いたします。

〔会長〕

それではお諮りいたします。議案第27号についての許可は次回へ持ち越すということでおよろしいか。

(全員挙手)

挙手全員ですので、持ち越しすることといたします。

続きまして、日程第4議案第28号に移ります。

事務局に説明を求めます。

[事務局]

事務局書記より説明します。

資料27ページ目をご覧ください。引き続き農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町 [REDACTED] を含む5筆と、大豊町 [REDACTED] [REDACTED] を含む3筆の合計8筆となっており、申請地の場所は47ページ中央から左下ほどにある赤塗りの箇所と中央にある赤塗りの箇所となっています。詳細な一筆については48、49ページと52、53ページの赤枠の箇所となります。現地写真については各航空写真の次ページより添付しています。登記地目、現況地目ともに畠、面積は合計5,443m²です。

申請理由は贈与で、譲渡人、譲受人は27ページに記載のとおりです。

令和7年12月9日に譲受人の立会いのもと秋山委員と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料46ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、35ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]個人名義での所有権移転ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましては、35ページの耕作計画書にもありますとおり、譲受人単体での農作業従事日数を満たすことは難しいものの、譲渡人を含む親族の農作業従事により必要な農作業日数を満たすことが可能となっています。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の32ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては12月9日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第28号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第28号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第5議案第29号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料57ページ目をご覧ください。引き続き農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町 [REDACTED] と大豊町 [REDACTED] の合計2筆となっており、申請地の場所は69ページ中央にある赤塗りの箇所となっています。詳細な一筆については70、71ページの赤枠の箇所となります。現地写真については72ページに添付しています。登記地目、現況地目ともに畠、面積は合計329m²です。

申請理由は贈与で、譲渡人は [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏の2名、譲受人 [REDACTED] 氏となっています。

令和7年12月9日に譲受人の立会いのもと秋山委員と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料68ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、64ページの耕作計画書でも確認で
きるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定で
あり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は [REDACTED]
[REDACTED]個人名義での所有権移転ですので該当ありません。また3号の信託につ
いても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましては、35ページの耕作計画書にもあり
ますとおり、譲受人単体での農作業従事日数を満たすことは難しいものの、譲
渡人を含む親族の農作業従事により必要な農作業日数を満たすことが可能とな
っています。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該
当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の61ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては12月9日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第28号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第29号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

譲渡人は2名となっているが、1筆の中に境界が存在し権利が分かれているということか。

〔事務局〕

境界が存在するわけではない。登記事項証明書の権利部にはそれぞれ2分の1ずつの権利が設定されており、どこからどこまでということではなく、あ

くまで1筆の権利がそれぞれに権利があるということとなります。

〔原委員〕

分かりました。

〔議長〕

他にないようですので、採決いたします。議案第29号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第6議案第30号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料73ページ目をご覧ください。引き続き農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町 [REDACTED] を含む全4筆となっており、申請地の場所は別で配布させていただいております、資料中央下ほどにある赤塗り箇所となっています。詳細な一筆については資料もどりまして94、95ページの赤枠の箇所となります。現地写真については96、97ページに添付しています。登記地目、現況地目ともに畝、面積は合計4,578m²です。

申請理由は使用貸借で、譲渡人と、譲受人は73ページ申請のとおりとなっています。

令和7年12月10日に譲受人の立会いのもと酒井委員と、事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料92ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、81ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定で

あり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましては、81ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数を満たすことが可能となっています。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の78ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては12月10日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第30号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔酒井委員〕

はい、3番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第30号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第30号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第7その他に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局〕

次回1月総会の日程について

1月28日（水）16時から農工センター第4会議室を予定

農地利用最適化推進委員を含め、新年会を予定

農業委員会全体研修会の出席案内

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和7年第12回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 9番 _____

署名委員 10番 _____